

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和7年1月27日(2025.1.27)

【公開番号】特開2024-124449(P2024-124449A)

【公開日】令和6年9月12日(2024.9.12)

【年通号数】公開公報(特許)2024-172

【出願番号】特願2024-103841(P2024-103841)

【国際特許分類】

G 09 F 9/00(2006.01)  
 H 05 B 33/14(2006.01)  
 H 05 B 33/02(2006.01)  
 H 10 K 77/10(2023.01)  
 H 10 K 59/12(2023.01)  
 G 02 F 1/1368(2006.01)

10

【F I】

G 09 F 9/00 302  
 H 05 B 33/14 Z  
 H 05 B 33/02  
 H 10 K 77/10  
 H 10 K 59/12  
 G 02 F 1/1368

20

【手続補正書】

【提出日】令和7年1月17日(2025.1.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

折り曲げ可能な表示装置であって、  
可撓性を有する第1の基板と、  
可撓性を有する第2の基板と、  
前記第1の基板と前記第2の基板との間の、矩形状の第3の基板と、  
前記第1の基板と前記第2の基板との間の、矩形状の第4の基板と、  
前記第3の基板と前記第4の基板との間の発光素子と、を有し、  
前記第3の基板の第1乃至第3の辺は、前記第1の基板に覆われ、  
前記第4の基板の第1乃至第3の辺は、前記第2の基板に覆われ、  
前記第3の基板の第4の辺は、前記第1の基板に覆われておらず、  
前記第4の基板の第4の辺は、前記第2の基板に覆われていない、表示装置。

40

【請求項2】

折り曲げ可能な表示装置であって、  
可撓性を有する第1の基板と、  
可撓性を有する第2の基板と、  
前記第1の基板と前記第2の基板との間の、矩形状の第3の基板と、  
前記第1の基板と前記第2の基板との間の、矩形状の第4の基板と、  
前記第3の基板と前記第4の基板との間の発光素子と、を有し、  
前記第3の基板の第1乃至第3の辺は、前記第1の基板に覆われ、

50

前記第4の基板の第1乃至第3の辺は、前記第2の基板に覆われ、  
前記第3の基板の第4の辺は、前記第1の基板に覆われておらず、  
前記第4の基板の第4の辺は、前記第2の基板に覆われておらず、  
前記第4の基板は開口を有し、  
前記第3の基板上の端子電極は、前記開口を介して、外部電極と電気的に接続される、表  
示装置。

10

20

30

40

50